基本ルール

2025年4月

FTSE JPX Net Zero Japan Indexes シリーズ

v2.1

FTSE RUSSELL
An LSEG Business

lseg.com/en/ftse-russell

目次

セクション 1 はじめに..3
セクション 2 運営・管理責任..5
セクション 3 FTSE Russell インデックス ポリシー..6
セクション 4 ESG データ入力..8
セクション 5 気候変動の指標..10
セクション 6 適格有価証券..13
セクション 7 構成銘柄の定期的見直し..15
セクション 8 ウェイト・メソドロジー..16
セクション 9 構成銘柄の変更..19
セクション 10 コーポレートアクションおよびイベント..20
セクション 11 業種分類ベンチマーク （Industry Classification Benchmark： ICB）..21
セクション 12 インデックス アルゴリズムと算出方法..22
付録 A FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズからの除外..23
付録 B 炭素排出..25
付録 C 高気候インパクト・セクター..28
付録 D インデックス・ステータス..34
付録 E 詳細情報..35

セクション 1

はじめに

1. はじめに

1.1 本インデックスは、FTSE JPX Japan 500 Reference Index と FTSE JPX Japan 200 Reference Index*構成銘柄について、日本企業のパフォーマンスを反映するよう設計されており、低炭素経済への移行に関連するリスクと機会に基づき構成銘柄に異なるウェイト付けがなされます。構成銘柄のウェイトは、会社の 2 度シナリオ移行進度/パフォーマンスを示す可能性として、化石燃料埋蔵量、炭素排出量、グリーン事業収益、TPI 経営品質、TPI カーボン・パフォーマンスを考慮してティルティングされます。

さらにインデックスは、参照ベンチマークに対し最低 30%の炭素排出量削減をめざし、FTSE Russell のターゲット・エクスポージャ・メソドロジーを用いて脱炭素軌跡を適用することにより、EU 気候変動ベンチマーク基準（CTB）の最低要件に合致させてあります。

1.2 本書は、FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズの運用および算出に関わる基本ルールを説明したものです。本ルールのコピーは www.lseg.com/en/ftse-russell/から入手できます。

1.3 これら基本ルールは以下と照合して理解すべきものです。

– FTSE Global Equity Index Series 基本ルール

– FTSE EU Climate Benchmarks Index Series 基本ルール

– FTSE Global Factor Index Series 基本ルール

また 非時価総額加重インデックスのコーポレート アクションおよびイベントのガイドは、www.lseg.com/en/ftse-russell/から入手できます。

1.4 以下のインデックスを算出しています：

– FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index

– FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index.

1.5 プライス リターン・インデックスおよびトータル リターン・インデックスは、リアルタイムベースで算出されます。

1.6 すべてのインデックスの基準通貨は日本円（JPY) です。指数値は他通貨でも公表される場合があります。

1.7 FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズはインデックス設計において持続可能な投資要因を考慮に入れています(セクション 4 を参照)。

ESG データ入力にティルティング・アプローチが用いられる場合、それはインデックス・メソドロジーが特定の ESG 基準にしたがって、構成銘柄にオーバーウェイトおよび/もしくはアンダーウェイトをかけることを目的とします。このアプローチは特定の ESG 活動やセクターへのエクスポージャを有する全銘柄を除外するものではありません。

1.8 FTSE Russell

FTSE Russell は FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc.ならびに FTSE Fixed　Income Europe Limited）、FTSE Fixed Income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited、 Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited、Refinitiv Limited、Beyond Ratings の商標名です。

1.9 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックス・シリーズの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当ベンチマークを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックス・シリーズの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス・シリーズ利用者に対し表明するものです。

1.10 本インデックス シリーズに追随する運用を行うユーザー、または本インデックス シリーズに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックス シリーズのルールに沿ったメソドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

– 本基本ルールへの依拠、および/または

– 本基本ルールの誤りまたは不正確、および/もしくは

– 本基本ルールに記載されている方針または手順の不適用、誤用、および/または

– インデックスや構成銘柄情報作成時における誤謬または不正確。

セクション 2

運営・管理責任

2. 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE は、インデックス シリーズのベンチマークの管理者です。[1]

2.1.2 FTSE はインデックスの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

– インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する

– 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う

– 基本ルールに従って、インデックス・ シリーズの定期的なレビューを行い、その結果によって必要な変更を行う

– 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する

– インデックス・シリーズを広める

2.1.3 本基本ルールは、FTSE JPX Net Zero Japan インデックス・シリーズのメソドロジーを定め、発行についての情報を提供します。

2.2 基本ルールの改訂

2.2.1 インデックス・シリーズの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、当基本ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee および必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 FTSE Russell Equity Indices の Statement of Principles に規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記のような決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取り扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などと見なされない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確に規定するための改訂が必要かどうかを検討します。

本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011（欧州ベンチマーク規制）および 2019 年付けベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則（英国ベンチマーク規則）における定義と同義で使用されます。[1]

セクション 3

FTSE Russell インデックス ポリシー

3. FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス ポリシー文書と併せてご参照下さい。

3.1 コーポレート・アクションおよびイベント・ガイド

3.2 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成銘柄の変動については Corporate Actions and Events Guide for Non Market Capitalisation Weighted Indices をご覧ください。次のリンクからダウンロード可能です。

Corporate_Actions_and_Events_Guide_for_Non_Market_Cap_Weighted_Indices.pdf

3.3 FTSE Russell 株式インデックスの原則声明 (原則声明)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールではすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principles は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後、議論され、最終的には FTSE Russell の Index Governance Board により承認されます。

原則声明は、次のリンクからご覧いただけます:

Statement_of_Principles.pdf

3.4 お問い合わせ、苦情など

3.4.1 FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからをご覧いただけます:

Benchmark_Determination_Complaints_Handling_Policy.pdf

3.5 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

3.5.1 取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

Index_Policy_for_Trading_Halts_and_Market_Closures.pdf

3.6 顧客が市場または有価証券の取引ができない場合のインデックス取り扱い方針

3.6.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

Index_Policy_in_the_Event_Clients_are_Unable_to_Trade_a_Market_or_a_Security.pdf

3.7　再計算ポリシーおよびガイドライン

3.7.1　FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズは、何らかの相違、または、重大と見なされる歪みが生じた場合、再計算を行います。FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズの利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けます。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧いただくか、info@ftserussell.com までお問い合わせください。

Recalculation_Policy_and_Guidelines_Equity_Indices.pdf

3.8　ベンチマーク・メソドロジーの変更ポリシー

3.8.1　FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい。

Policy_for_Benchmark_Methodology_Changes.pdf

3.9　FTSE Russell のガバナンスのフレームワーク

3.9.1　FTSE Russell はそのインデックスを監督するために、プロダクト、サービス、テクノロジーのガバナンスをカバーするガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる 3 つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則[2]、欧州ベンチマーク規則[3]、また英国ベンチマーク規則[4]への準拠を確実にしています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf

3.10　リアルタイム・ステータスの定義

3.10.1　リアルタイムで計算されるインデックスについては、リアルタイム・ステータス定義の詳細に関する以下のガイドをご覧ください。

Real_Time_Status_Definitions.pdf

[2] IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013
[3]有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011
[4]ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019

セクション 4

ESG データ入力

4. ESG データ入力

4.1 以下の ESG データセットがインデックス・シリーズ構築に使用されます。

ESG データ入力	説明	組入れ、ウェイト、除外に使用[5]
FTSE グリーン事業収益	FTSE Russell の Green Revenues データモデルは、グリーン製品・サービスを提供する企業を特定し、Green Revenues 分類システム（GRCS）に基づき関連収益を分類します。GRCS は、グリーン経済に向けた産業の移行を定義・測定するために使われるタクソノミーです。詳細は以下でご覧いただけます。ftse-green-revenues-classification-system.pdf	ウェイト
TPI 経営品質 (MQ)	FTSE Russell の TPI Management Quality (MQ) データは、企業の温室効果ガス排出量および低炭素への移行に関連するリスクと機会についてガバナンス/管理の質を評価追跡するものです。詳細は以下でご覧いただけます。https://www.transitionpathwayinitiative.org/methodology	ウェイト
TPI カーボン・パフォーマンス・スコア (CP)	TPI Carbon Performance (CP)スコアは、パリ協定に含まれる国際目標や国の公約に照らして、企業の現在と将来の炭素パフォーマンスを評価します。詳細は以下でご覧いただけます。https://www.transitionpathwayinitiative.org/methodology	ウェイト
FTSE 化石燃料埋蔵量	FTSE の Carbon Reserves データモデルは、先進国・新興国における上場企業について、化石燃料備蓄の所有状況をきめ細かにカバーします。詳細は以下でご覧いただけます。Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices	ウェイト
FTSE 炭素排気量	FTSE の Carbon Emissions データセットは、世界の上場企業とそのバリューチェーン全体（上流および下流の事業活動）が統括する資産と活動について、報告および推定によるスコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の排気量データを提供します。詳細は以下でご覧いただけます。Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices	ウェイト
FTSE による製品関連データ	以下のセクション 7 に掲載される製品やサービスへのエクスポージャを伴う企業の事業活動による除外リスト。Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf.	除外
FTSE の行動に関するデータ	問題となる行動やダイバーシティに直接的・間接的に関与する企業活動による FTSE の除外リスト。詳細は以下のセクション 7 でご覧いただけます。Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf	除外
行動に関するデータ – Sustainalytics	Sustainalytics Global Standards Screening (GSS) は、ステークホルダーに影響を及ぼす企業の行動と、企業が国際的な規範を逸脱する状況を引き起こしたり、それに貢献したり、関与したりする場合の範囲を評価します。詳細は以下でご覧いただけます。https://www.sustainalytics.com/investor-solutions/esg-research/esg-	除外

[5] 定義
組み入れ ― 構成銘柄の選定またはランク付け、また最低スコアや閾値の計算に ESG データを使用
ウェイト ― インデックス中の銘柄のウェイト計算に ESG データを使用
除外 ―インデックスからの銘柄除外に ESG データを使用

ESG データ入力	説明	組入れ、ウェイト、除外に使用[5]
	screening/global-compact-norms-based-screening および Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices.	
行動に関するデータ － RepRisk	RepRisk Index (RRI) は、企業の評判に関わる ESG リスク・エクスポージャを取得・定量化します。詳細は以下でご覧いただけます。 https://www.reprisk.com/news-research/resources/methodology	除外
サステナブル投資インデックスのための除外最低要件	本インデックス・シリーズに除外最低要件が適用され、2023 年 12 月より発効しました。除外最低要件の詳細は以下でご覧ください。 Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf	除外

4.1.1 本インデックス（インデックス・シリーズ）に使用される FTSE Russell およびサードパーティ提供の ESG データについて、詳しくは以下のガイドでご覧いただけます。

Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices

これら ESG データ入力に使われるデータおよび基準についての情報も掲載されています。これらデータには推定データも含まれます。

4.2 ESG Metrics

4.2.1 代表部規則（EU）2020/1816 付則に列記される環境・社会・ガバナンス（ESG）ファクターのスコア、価値に関しては、FTSE Russell のウェブサイト ESG Metricshttps://www.ftserussell.com/sustainable-investment-metrics を参照してください。

メトリックスのメソドロジーと計算について、詳細は以下のリンクからご覧いただけます。

ESG 開示メソドロジーおよび計算ガイド

セクション 5

気候変動の指標

5. 気候変動の指標

5.1 グリーン事業による収益（GR）

5.1.1 グリーン事業による収益（GR）スコアは、FTSE グリーン事業収益分類システムにより分類される収益が FTSE Russell Green Revenue 2.0 データモデルに基づく総収益に占める比率です。

5.1.2 階層 3 の企業活動からのグリーン事業収益はいかなるものであれ、FTSE グリーン事業収益の適用から除外されます。階層 3 の企業活動は、いくらかの環境利点があっても全体として正味ニュートラルまたはマイナスであるマイクロ・セクターと定義されます。

5.1.3 全銘柄に FTSE グリーン事業収益比率値が割り当てられます。1 企業の FTSE グリーン事業収益比率は：

– グリーン経済へのエクスポージャがない構成銘柄の企業はゼロとします。

– FTSE グリーン事業収益分類システムに従ってグリーン事業収益を挙げていると認められた構成銘柄の企業にはゼロではない値が付されます。

5.2 低炭素経済推進イニシアチブ（TPI）

5.2.1 TPI は、低炭素経済への移行に向けた企業の進捗状況を「経営品質」と「カーボンパフォーマンス」の 2 つの側面から評価します。***

5.2.2 TPI Management Quality (MQ)は、企業による温暖化ガス排出と、低炭素経済移行に関連したリスクおよび機会のマネジメントの質を評価します。MQ スコアは、TPI メソドロジーに依拠する FTSE Russell の ESG データモデルによる気候テーマのデータから算出されます。TPI メソドロジーは以下のウェブサイトで公開されています。
http://www.lse.ac.uk/GranthamInstitute/tpi/methodology/

5.2.3 TPI Carbon Performance (CP）は、個々の企業の現在および予測される将来の炭素排出経路を評価し、国連パリ協定の一環として決定した国際目標や国家公約との比較評価を行います。評価を受けた企業は異なるグループに編入されます。そのカテゴリについては Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE Russell Indices をご参照ください。TPI が年次で提供しています。

企業には、それぞれのカーボン パフォーマンス評価に基づき TPI CP スコアが割り当てられます

カーボン・パフォーマンス・カテゴリ	CP スコア（乗数）
2℃未満（パルプ・紙のみ）/1.5℃	2.0
2℃（パルプ・紙のみ）/2℃	1.5
パリ協定/国内/国際公約	0.8
整合していない	exp(x)
未評価	1.0（ニュートラル）

*カーボン・パフォーマン・スコアの「整合していない」は、*FTSE JPX Net Zero Japan Index Series* では *exp(x)* に設定され、*x* は、排出削減に整合しない場合のティルト強度です。インデックスに対するティルト強度は、ウェイトで決定されます（セクション *8* を参照）。

5.3 炭素排出原単位 (E)

炭素排出原単位とは、最新の年間 CO2 換算温室効果ガス（GHG）排出量（単位：トン）を現金（米ドル）を含む企業価値で換算したものです。CO2 換算の温室効果ガス排出量データは、GHG プロトコルのスコープ 1、 2、3 の排出量として定義されています。企業価値データは Worldscope に依拠します。炭素排出原単位を入手するためのデータ締め切り日は、レビュー月の前月の最終営業日の営業終了時です。

5.4 潜在的排出量化石燃料備蓄量原単位 (R)

化石燃料備蓄量原単位は、企業が備蓄する化石燃料の燃焼によって生じる推定 CO2 換算温室効果ガス排気量（単位：トン）を企業の時価総額（米ドル）で割ったものです。化石燃料備蓄量原単位を入手するためのデータ締め切り日は、レビュー月の前月の最終営業日の営業終了時です。

5.5 Z スコアと欠損データの処理

5.5.1 Z スコアは、グリーンレベニュー（GR）、炭素排出原単位 のスコープ 1 と 2(ES1&2)、スコープ 3 炭素排出量（ES3）、化石燃料埋蔵量原単位 (R)、TPI 経営品質 (MQ)について算出しています。

5.5.2 各備蓄量は、以下のようにそれぞれの親ユニバース内で Z スコアが作成されるように横断的に正規化されます：

$$Z_{F,i} = \frac{F_i - \mu_F}{\sigma_F} \text{ where } F \in \{Log(GR), ES1\&2, ES3, \mathrm{Log}(R), MQ\} \quad (1)$$

ここで F_i は $F\text{-}i^{th}$の株式数量であり、μ_F と σ_Fは、それぞれ横断的なファクターの平均値と標準偏差をそれぞれ示しています。

Z スコアが 3（マイナス 3）より大きい（小さい）場合は、3（マイナス 3）の値に切り捨てられます。切り捨て後、個々の Z スコアは式（1）の再適用により再正規化されます。

すべての Z スコアは切り捨てられたものを含み、この再適用に含まれます。このプロセスは、すべての Z スコアがプラスからマイナス 3 までの範囲に収まるまで繰り返されます。

データが欠損している企業はこのプロセスから除外されます。

以下、入手可能な化石燃料備蓄データがない ICB サブセクターには、このサブセクター群全企業の平均 Z スコアが割り当てられます。サブセクターの当該群に備蓄量データを伴う企業がない場合は、Z スコアはゼロとされます。

– 総合石油 & ガス (ICB: 60101000);

– 石油：石油: 原油生産者 (ICB: 60101010);

– 海洋掘削 & その他のサービス (ICB: 60101015);

– 石油精製 & 販売 (ICB: 60101020);

– 石油機器 & サービス (ICB: 60101030);

– パイプライン (ICB: 60101035)化石燃料備蓄がない他の企業は、化石燃料備蓄に対して-3 の Z スコアが割り当てられ、この 2 つの指標の Z スコアの算出プロセスには含まれません。

5.5.3 炭素排出原単位が欠落している銘柄には、ICB セクターの平均 Z スコア が割り当てられます。ルール 5.2.2 に規定されたプロセスで、セクター内の炭素排出原単位の欠落がないものの平均値が算出されます。ICB セクターで Z スコアのある銘柄が 3 未満の場合、0 の Z スコアが割り当てられます。

5.5.4 TPI 経営品質 (MQ)スコアがない銘柄には、当該国の平均 Z スコアが割り当てられます。ルール 5.2.2 に規定されたプロセスで、当該国の MQ スコアの Z スコア欠落がないものの平均値が算出されます。当該国で Z スコアのある銘柄が 3 未満の場合、0 の Z スコアが割り当てられます。

セクション 6

適格有価証券

6. 適格有価証券

6.1 各気候インデックスの適格銘柄は、表 1 に示す対応する親インデックスの構成銘柄です。

6.1.1 該当する除外リスト(付録 A を参照) からの証券は、関連するインデックスのメンバーになる資格はありません。

6.2 種類株

6.2.1 同一適格企業の種類株はインデックス組み入れ適格となります。

6.3 FTSE JPX Net Zero Japan Indexes シリーズ

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は以下のインデックスで構成されています。

表 1：FTSE JPX Net Zero Japan Indices

インデックス名	親インデックス	除外リスト
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	FTSE JPX Japan 500 Reference Index*	付録 A を参照のこと
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	FTSE JPX Japan 200 Reference Index*	

*FTSE JPX Japan 500 Reference Index は、TOPIX 500 の構成銘柄に FTSE Russell のフリーフロートのウェイトとコーポレートアクションを加えたもので、FTSE JPX Japan 200 Reference Index は、FTSE JPX Japan 500 Reference Index の時価総額上位 200 銘柄で構成されています。

6.4 除外企業

6.4.1 製品・事業活動関連データは、FTSE Russell のアナリストにより公開情報から収集されます。FTSE Russell のアナリストがデータを取得できない場合には、Sustainalytics 社を含めて外部からの補足データが使われます。

6.5 適格有価証券に適用される審査

A. 外国人保有株式制限

FTSE Russell のインデックスメソドロジーでは、政府、規制当局、または会社の既定による外国人投資家の株式保有に課せられた制限を考慮に入れています。

外国人保有制限の詳細については、以下をご覧ください：

Foreign Ownership Restrictions and Minimum Foreign Headroom Requirement.pdf

B. 最小外国人ヘッドルーム要件

FTSE Russell は、「外国人ヘッドルーム」を、会社ごとの外国人保有上限 (FOL) に対する余裕枠の割合、つまり (FOL – 外国人保有額)/FOL として定義しています。

たとえば、企業に 49%の外国人保有上限があり、そのうち 39%が外国人投資家によって保有されている場合、外国人ヘッドルームは 20.41%、つまり（49%–39%）/ 49%として計算されます。

最小外国人ヘッドルーム要件の詳細については、以下をご覧ください：

Foreign Ownership Restrictions and Minimum Foreign Headroom Requirement.pdf

セクション 7

構成銘柄の定期的見直し

7. 構成銘柄企業の定期的見直し

7.1 見直し日

7.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズは、年次で 12 月に見直されます。

FTSE Zero Japan Index Series	見直し月
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	12 月
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	12 月

インデックス見直しには、見直し月に先立つ月の最終営業日（データ締め切り日）の気候指標が使われます。付録 B に記載されている計算結果は、毎年データ締め切りの見直し日に再計算されます。

7.1.2 インデックス見直しには、見直し月第 1 金曜日に先立つ水曜日（価格締め切り日）の取引時間終了時に利用可能な株価が使われます。ESG データ入力の基準日は FTSE Russell インデックスに使われる Guide to FTSE and Third Party ESG Data に掲載されます。

7.1.3 見直しは、見直し月の第 3 金曜日の営業終了後に適用されます。

7.1.4 指数の見直しには、見直し適用日の時点で、適格な親ユニバースの見直しに関連する構成銘柄の変更が組み込まれます。付録 A に定義されている「除外企業」の状況に変更があった場合には、見直し適用日の 4 週間前の月曜日の営業終了時点のデータを使用して適用されます。

セクション 8

ウェイト・メソドロジー

8. ウェイト配分の方法

8.1 インデックス ウェイト

8.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の構成銘柄のウェイトは Climate Transition (CTB) index の目標を満たすように設定されています:

気候移行ベンチマーク (CTB) の目標	インデックス目標
親インデックスに対する炭素排出の最低削減量 (8.1.4 と付録 B を参照)	30% – スコープ 1 と 2 の排出量 30% – スコープ 3 の排出量
指数基準年に対する年間平均炭素排出の最低削減量(8.1.5 と付録 B を参照)	7% – スコープ 1 と 2 の排出量 7% – スコープ 3 の排出量（2020 年の基準年より後に適用）
親インデックス全体に対する High Climate Impact Sector のアクティブウェイト（付録 C を参照）。	0

これらのメトリックスは気候移行ベンチマーク（CTB）基準に合致するよう設計されています。

また適用される除外項目については、付録 A をご覧ください。

8.1.2 FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index は、以下の気候変動に対する追加目標を満たすように設定されています。

気候変動に対する追加目標	インデックス目標
親インデックスに対する排出の推定による最低削減量 (8.1.2 と付録 B を参照)	≥30%
グリーン事業収益の向上	≥ 70%
企業の目標設定：TPI スコア改善	0.3σ*
企業の目標設定：TPI カーボン・パフォーマンスのティルト	1 ティルト
企業の目標設定：TPI カーボン パフォーマンスが親インデックスに対し「整合しない」 企業の排出削減量	≥ 60% スコープ 1 と 2 の排出量

* σは、親ユニバース内のスコアの時価総額加重された標準偏差です。

8.1.3 FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index は、以下の気候変動に対する追加目標を満たすように設定されています。

気候変動に対する追加目標	インデックス目標
親インデックスに対する排出の推定による可能な削減量 (8.1.2 と付録 B を参照)	≥30%
グリーン事業収益の向上	*≥ 100%*
企業の目標設定：TPI スコア改善	0.5σ*
企業の目標設定：TPI カーボン・パフォーマンスのティルト	1 ティルト

企業の目標設定：TPI カーボン パフォーマンスが親インデックスに対し「整合しない」 企業の排出削減量	≥ 60%	スコープ 1 と 2 の排出量

* σは、親ユニバース内のスコアの時価総額加重された標準偏差です。

8.1.4　親インデックスに対する炭素排出の最低削減量と、親インデックスの基準年に対する年間平均炭素排出の最低削減量は、目標とする排出量と実際の排出量との間の差異を許容するために 0.5%のバッファーを適用しています（付録 B を参照）。

8.1.5　FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、当該インデックスの基準年に対する年平均の炭素排出の最低削減量の適用について、2020 年を基準年として採用しています。

パリ協定適合（PAB）と気候移行（CTB）両ベンチマーク・インデックスの最低要件に合致するための最初の評価期間は、インデックス開始後の暦年における最初の定期インデックス・レビューから、年次ベースで測定が行われます。

温室効果ガス排出量原単位または温室効果ガスの絶対排出量の計算メソドロジーに変更が起きることがあれば、新しい基準年が定められる場合があります。

8.1.6　FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、以下の制約を適用しています：

インデックス	国	業種	最大企業ウェイト（%）	最小企業ウェイト（b.p.）	最大キャパシティ比率	Max 2- way T/O (%)
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	-	2%	5	0.5	5	20
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	-	4%	5	0.5	5	30

8.1.7　FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズの構成銘柄のウェイトは、FTSE Target Exposure メソドロジーを用いて決定します。構成銘柄のウェイトは、以下のように決定します。

$$w_i = \frac{v_i}{\sum_j v_j}$$

数式の要素の説明

$$v_i = w_i' \times S^a_{GR,i} \times S^{b1\&2}_{ES1\&2,i} \times S^{b3}_{ES3,i} \times S^c_{R,i} \times S^d_{MQ,i} \times CP_i \times I_i \times \Phi_i \times C_i$$

ここで

– w_i'は、適格な親ユニバース内の株式時価総額ウェイトiです。

– $S_{GR,i}, S_{ES1\&2,i}, S_{ES3,i}, S_{R,i}, S_{MQ,i}$は、ルール 5.5 で解説されている対応する Z スコアの自然指数です。

– $a, b1\&2, b3, c$とd はインデックスの重み付けの際に決定されるティルト強度です。

– $\boldsymbol{CP_i}$は 5.2.3 に述べる TPI カーボン・パフォーマンスの固定ティルトです。

– $\boldsymbol{I_i}$は Industrial ICB ティルトです。

– $\boldsymbol{\Phi_i}$は最大株式銘柄キャパシティ／最大ウェイトティルトです。

– $\boldsymbol{C_i}$は　最大回転率ティルトです。

FTSE Target Exposure メソドロジーの詳細については、FTSE Global Factor Index Series を参照してください。

8.1.8　ルール 8.1.7 の後に実行可能な解決策がない場合、FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズの TPI MQ スコアおよび TPI MQ スコアの改善度は元の値から 2.5%削減され、プロセス全体を再試行します。削減が 10 回行われた後もこれが続くような場合（エクスポージャ・ターゲットが 25%削減された場合）、回転率ターゲットは 50%増大し、元来のアクティブ・エクスポージャ・ターゲットを用いてプロセス全体が繰り返されます。緩和の詳細については、FTSE Global Factor Ground Rules をご覧ください。

8.1.9 ルール 8.1.8 の後に実行可能な解決策がない場合、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の排出要件は、元の値の 2.5% 削減され、ルール 8.1.7 および 8.1.8 に詳述されている重み付けプロセスが再試行されます。このプロセスは有効なソリューションを達成するまで繰り返されます。

8.1.10 インデックス見直し中に FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズの最低要件が緩和される場合、シリーズ調整とターゲットが次回のインデックス見直し時に適用されます。その他の詳細については、付録 B に記載されています。

8.1.11 2022 年 12 月にスコープ 3 排出原単位の目標を完全に組み込むのに先立ち、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series では 2021 年 12 月に調整を加え、部分的なスコープ 3 排出量削減がエネルギー、鉱業の両セクターに適用されるようにしました（詳細は付録 B を参照）。

8.2 インデックスの過去データ

8.2.1 企業の炭素排出データは 2021 年 3 月末以前の 1 年遅れのデータとなります。

8.2.2 2018 年に至るインデックス見直しプロセスには、2018 年 9 月の TPI データが使用されています。

セクション 9

構成銘柄の変更

9. 構成銘柄の変更

9.1 見直し中の追加

9.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、見直し中の追加は受け付けません。

9.2 見直し中の削除

9.2.1 セクション 10 に該当するコーポレートアクションやイベント、または証券取引所の監視対象となる有価証券を除き、見直し中の削除は行いません。

9.3 見直し中の除外リストへの変更

9.3.1 構成銘柄が関連する除外リストに追加された場合には当該銘柄は FTSE JPX Net Zero Japan Index Series から除外されます。除外リストへの追加と同時に削除されます。

9.3.2 該当する除外リストから除かれた銘柄については、次回の年次見直し時に追加が考慮されます。

セクション 10

コーポレートアクションおよびイベント

10. コーポレートアクションおよびイベント

10.1 構成銘柄に、株式分割、株式併合、ライツ・イシュー、無償割当、発行済み株式数の変更、または浮動株数の変更が行われた場合(ただし公開買い付けを除く)、その前後での FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の構成銘柄のウェイトに変更はありません。

10.2 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成銘柄の変動については Corporate Actions and Events Guide for Non Market Capitalisation Weighted Indices をご覧ください。次のリンクからダウンロード可能です。

Corporate_Actions_and_Events_Guide_for_Non_Market_Cap_Weighted_Indices.pdf

コーポレート「アクショ「」とは、権利落ち日において株主に影響するアクションを言い、株価は権利落ち日における調整に影響されます。これらには、次の事項が含まれます。

– 資本の払い戻し
– ライツ・イシュー / エンタイトルメント・オファー
– 株式転換
– 分割 / 併合
– 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレート「イベント」とは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。インデックス調整が必要となる場合は、FTSE Russell が調整のタイミングを通知します。

10.3 取引の中止

取引中止についての規則は、「非時価総額加重インデックスのコーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

10.4 買収、取得および会社分割

買収、合併、会社分割の取り扱いについては、非時価総額加重インデックスのコーポレートアクションおよびイベントガイドをご覧ください。

セクション 11

業種分類ベンチマーク （Industry Classification Benchmark： ICB）

11. 業種分類ベンチマーク（Industry Classification Benchmark： ICB）[6]

11.1 分類構造

11.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズ の構成銘柄は Industry Classification Benchmark (ICB) に規定されているとおり、インダストリー、スーパーセクター、セクター、サブセクターに分類されます。

11.1.2 Industry Classification Benchmark の詳細については、FTSE Russell からご入手いただくか、FTSE Russell のウェブサイト (www.lseg.com/en/ftse-russell/) からご参照ください。

Industry_Classification_Benchmark

[6] Russell インデックスは 2020 年 9 月に、FTSE インデックスは 2021 年 3 月に、新しい ICB 分類システムに移行されました。

セクション 12

インデックス アルゴリズムと算出方法

12. インデックス アルゴリズムと算出方法

12.1 価格

12.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズは、現地市場の相場がある銘柄については、実際の市場終値または最終取引価格を使用しています（入手可能な場合）。詳細については、次のリンクからご覧いただけます:

Closing_Prices_Used_For_Index_Calculation.pdf

12.2 算出の頻度

12.2.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズは、終値とリアルタイム双方のベースで算出され、小数点以下 8 桁まで表示されます。

12.3 インデックスの算出

12.3.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、以下のようなアルゴリズムを用いて算出されます。

$$\sum_{i=1}^{N} \frac{\left(p_i \times e_i \times s_i \times f_i \times c_i\right)}{d}$$

ここで

– i=1,2,⋯,N;

– N はインデックス内の銘柄数

– p_i は構成銘柄の直近の取引価格（または前日のインデックスの終値）

– e_i は銘柄の通貨をインデックスの基準通貨に変更するために必要な為替レート

– s_i は i これらの基本原則で定義される発行済み株式数

– f_i は浮動株比率で、1 を 100%浮動株とする 0 ～1 の数値で示されます。このファクターは、親インデックスに含まれる各証券について FTSE Russell が公表しているものです

– c_i は、インデックスに含まれる銘柄を正しく加重するために証券に適用する Weight Adjustment Factor (WAF) です。このファクターは、各銘柄の投資可能な時価総額をインデックスに含めるため想定時価総額にマッピングします

– d は除数で、基準日におけるインデックスの発行済み株式総数を表す数値です。インデックスに歪みを与えることなく、個々の有価証券の発行済株式総数の変更を可能にするために、除数を調整することができます

付録 A

FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズからの除外

製品関与による除外項目

それぞれの見直し日に、以下の表に示す営業活動に従事する企業は親ユニバースから除外されます。FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズの除外項目に関するデータは、FTSE Russell および Sustainalytics 社から入手します。

除外リストは、3 月、6 月、9 月、12 月の四半期ごとに見直されます。

FTSE JPX Net Zero Japan Indexes シリーズ除外項目		
カテゴリー	**定義**	**関与による除外基準**
武器	**対人地雷：**「1997 年対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」で定義された対人地雷を製造する企業、または対人地雷用の特定かつ重要な部品を製造またはサービスを提供する企業。 **生物・化学兵器：**化学・生物兵器を製造する企業、または化学・生物兵器のための特定かつ重要な部品を製造またはサービスを提供する企業。 **クラスター爆弾：**クラスター爆弾禁止条約に規定されるクラスター弾を製造する企業、またはクラスター弾のための特定かつ重要な部品を製造またはサービスを提供する企業。	収益の 0%超
タバコ関連事業活動	タバコ、巻きタバコ、パイプタバコ、葉巻、シガリロ、ビディ、グッカ、無煙タバコ、加熱式タバコ製品（HTP）などのタバコ製品、および電子タバコ、電子ニコチン デリバリー システム（ENDS）を製造している企業。 内容： • ICB サブセクターのタバコ 45103010、大麻生産者 20103020 に分類される全ての企業。 • ICB サブセクターのタバコ 45103010、および 大麻生産者 20103020 に分類されないが、本サブセクターで何らかの活動が確認されている企業。	収益の 0%超 該当せず

行動に関連する除外

各インデックス評価日において、以下に示す国連グローバル・コンパクト（UNGC）の論争の除外リストが、FTSE JPX Net Zero Japan インデックスの親適格ユニバースに適用されます。

FTSE JPX Net Zero Japan Indexes シリーズ除外項目		
カテゴリー	**定義**	**除外基準**
国連グローバル・コンパクト（UNGC）の論争*	**人権** 国連グローバル・コンパクトの原則 1 および 2 に関連する問題点は、世界人権宣言に由来します。 原則 1：企業は国際的に宣言された人権擁護を支持し、敬意を払うべきであり 原則 2：決して人権侵害に加担しない。 **労働** 国連グローバル・コンパクトの原則 3、4、5 および 6 に関連する問題点は、世界人権宣言に由来します。 原則 3：企業は結社の自由および団体交渉権の実効性を承認する 原則 4：あらゆる形態の強制労働を禁止する 原則 5：児童労働を実効的に廃止する 原則 6：雇用および職業における差別を撤廃する **環境** 国連グローバル・コンパクトの原則 7、8 および 9 に関連する問題点は、環境と開発に関するリオ宣言に由来します。 原則 7：企業は環境問題の予防的なアプローチを支持する 原則 8：環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する **腐敗防止** 国連グローバル・コンパクトの原則 10 に関連する問題点は、腐敗の防止に関する国際連合条約に由来します。 原則 10：企業は強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するよう取り組むものとする	大型株と中型株： - 非準拠ステータスとされた企業 小型株： - ウォッチリスト掲載または非準拠ステータスとされた企業
著しい害を及ぼさない	国連グローバル・コンパクトの原則 7、8、9 に関して国際的な規範と基準への著しい侵害、全体的な侵害、組織的な侵害に加担するリスクがある企業	ウォッチリスト対象となった全企業

*除外企業について、その Sustainalytics GSS 評価が変われば、Guide to the Construction and Maintenance of FTSE Exclusion Lists のルール 7.3.2 にしたがって、除外リストからの削除が見当されます。同ガイドは以下からご参照ください。

Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf

FTSE Russell および/または Sustainalytics のデータの詳細については、セクション 4 を参照してください。FTSE Russell や Sustainalytics の対象外となっている企業は、FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズには掲載されれません。

付録 B

炭素排出

温室効果ガス排出量：FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズ は、炭素排出量スコープ 1 および 2、 および化石燃料備蓄所有からの炭素排出原単位および潜在的炭素排出量を使用しています。

炭素排出削減量は、炭素排出原単位の削減量として測定されます。

潜在的な炭素排出削減量は、炭素排出原単位の潜在的削減量として測定されます。

スコープ 1 と 2、スコープ 3 の炭素排出原単位は次のように定義されます：

企業の総炭素排出量（スコープ 1 と 2、またはスコープ 3） （メートル単位の CO2）を、現金（米ドル）を含む企業価値（EVIC）で換算。

潜在的な炭素排出原単位の定義：

備蓄化石燃料によって生じる CO2（単位：トン）に相当する企業の CO2 総量を企業時価総額（米ドル）と対比調整したものです。

インデックス基準年からの年間平均温室効果ガス排出削減量

FTSE JPX Net Zero Japan Indexes シリーズ掲載には、インデックス基準年からの年間平均温室効果ガス排出原単位が必要です。

インデックスの基準年に対する平均的な炭素排出の削減量は、[7]前年の水準に対する加重平均排出量（WA_EM）として算出され、現金を含む株式のユニバース平均（AVG_EVIC）でインフレ調整されます。すなわち

$$1-\left(\frac{WA_EM_t}{WA_EM_{t_0}}\div\frac{AVG_EVIC_{t_0}}{AVG_EVIC_t}\right)^{\frac{1}{t-t_0}}$$

ここでt_0 は基準年、tは実際の見直し年とします。

インデックスの基準年に対する年平均の炭素排出量原単位の削減量は[8]、基準年の水準と比較した加重平均の潜在的な排出量（WA_PEM）として算出されます。

$$1-\left(\frac{WA_PEM_t}{WA_PEM_{t_0}}\right)^{\frac{1}{t-t_0}}$$

[7]スコープ 3 排出量の計算は、スコープ 1 と 2 とは別に行われます。
[8]2022 年 12 月のリバランス前まで適用。

GHG 排出量目標のインデックス

見直しにおいて、排出原単位の目標のインデックスは (1) ベンチマークに対する排出削減量と (2) 排出量軌跡の目標のいずれか低い方に設定されます。

$$Emission\ Reduction\ Relative\ to\ Benchmark = (1 - r - b) \times Benchmark\ Emission$$

$$Emission\ Trajectory\ Target = [(1 - 7\%)^{t-t_0} - b] \times WA_EM_{t0} \div \frac{AVG_EVIC_t}{AVG_EVIC_{t0}}$$

ここで $b = 0.5\%$ は目標値と実績値の間の差異を許容するためのバッファーで、 r はセクション 8 で設定された親インデックスに対する炭素排出原単位の最小削減量です。

スコープ 3 排出量データのフェーズ化

スコープ 3 排出量目標の代替として、FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズには 2021 年リバランス以前の潜在的軌跡目標を組み込みました。潜在的な排出量目標は (1) ベンチマークに対する潜在的な排出削減量と (2) 潜在的な排出量の軌跡の目標のいずれか低い方に設定されました。

$$Potential\ Emission\ Reduction\ Relative\ to\ Benchmark = (1 - r - b) \times Benchmark\ Potential\ Emission$$

$$Potential\ Emission\ Trajectory\ Target = [(1 - 7\%)^{t-t_0} - b] \times WA_PEM_{t0}$$

2021 年に部分的なスコープ 3 データが導入されました。

スコープ 3 排出量目標は、対応するセクターが排出量目標（スコープ 1 と 2 の排出量）と同様に達成するよう設定されました。2021 年に使用されたスコープ 3 の排出量データは、エネルギーおよび鉱業セクターにおける販売した製品の使用の推定値をカバーしていました。

以下のように調整が行われます。

$$w_i = \frac{v_i}{\sum_j v_j}$$

数式の要素の説明

$$v_i = w_i \times S_{E3,i}^g$$

ここで

– w_i は、スコープ 3 の排出量調整前の銘柄 i のインデックスウェイトです。

– $S_{E3,i}$ は、ルール 5.5 で解説されている方法で算出したスコープ 3 の排出量の Z スコアの自然指数です。

– g は、スコープ 3 の排出量要件を満たすようインデックスを調整するために必要なティルト強度です。

調整は、7.1.3 および 7.1.4 に詳述されているように、価格締切日および実施日に従います。

2022 年のスコープ 3 排出量データ完全導入

2022 年 12 月から FTSE JPX Net Zero Japan Index Series にはスコープ 1 と 2、スコープ 3 の目標を完全導入されていますが（金融関連（ICB セクター302010）を除く）、潜在的排出量軌跡目標は含まれませんでした。スコープ 1 と 2、スコープ 3 の排出量目標は上述のように算出されます。これは GHG 排出量の計算メソドロジーに大きな変化をもたらすものであるため、2022 年 12 月より前に開始されたすべてのインデックスにおいて、スコープ 3 データ導入のために基準年レベルが修正されます。

スコープ 3 金融関連業種のための排出量データ

2024 年 12 月に至るまでは、範囲が狭く信頼性にも乏しかったため、FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズに使われる FTSE スコープ 3 排出量モデル・データには金融関連業種（ICB 30）が含まれていませんでした。それに替えてティルト調整目的で、全金融関連企業に Z スコア 3（スコープ 3 排出量に対する「最悪」に相当）が割り当てられ、重要であるのに過小評価される排出量を反映するようにしていました。

2020 年 7 月 17 日付の代表部規則（EU）2020/1818 の Article 5 にしたがい、FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズでは金融関連企業（ICB30）に対しスコープ 3 が組み込まれ、2024 年 12 月の見直しからスコープ 3 排出原単位の目標を算出に用いるようになりました。スコープ 3 排出原単位の目標は以下のように算出されます。2024 年 12 月以降にシリーズに追加されるすべてのインデックスにおいては開始時から金融関連業種をカバーします。

これは 2020 年 7 月 17 日付の代表部規則（EU）2020/1818 の Article 8 に準拠する上で温室効果ガス排出量の算出方法への大きな変更と考えられるため、2024 年 12 月より前に開始された全インデックスにおいて脱炭素軌跡計算に使われる基準年レベルを改訂することになります。基準年レベルの更新には 2020 年を基準年とする新規のスコープ 3 データを使用し、2024 年 12 月時点のインデックス・メソドロジーが用いられます。

付録 C

高気候インパクト・セクター

FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズでは、親インデックスにしたがい、「高気候インパクト」セクターと「低気候インパクト」セクターに等しい アクティブウェイトを維持します。EU の気候ベンチマークに関する委任規定（連結欧州ベンチマーク規則 の A19a～A19d）に基づき、NACE セクターコード A、B、C、D、E、F、G、H、L に属する証券は「高気候インパクト」、NACE セクターコード I、J、K、M、N O、P、Q、R、S、T に属する証券は「低気候インパクト」として分類されています。

FTSE Russell は以下のようなステップで、NACE 分類を ICB にマッピングしています。

– ICB 4 の各サブセクターの NACE エクスポージャを決定します。

– 次に、ICB 企業分類を、セグメント別収益の NACE セクターを提供する Refinitiv Worldscope Fundamentals データベースと相互参照し、ICB レベル 4 の各サブセクターの企業収益の割合を NACE レベル 1 セクターに整合するようマッピングしています。

– ICB レベル 4 のサブセクターの収益が 1 つまたは複数の NACE セクターに分割されている場合、NACE と ICB の定義を使用して適切な NACE マッピングを決定します。

以下のようにマッピングされます:

ICB 4	会社名	NACE	分類
10101015	ソフトウェア	J	低気候インパクト・セクター
10101020	消費者向けデジタルサービス	J	低気候インパクト・セクター
10102010	半導体	C	高気候インパクト・セクター
10102015	電子部品	C	高気候インパクト・セクター
10102020	生産技術機器	C	高気候インパクト・セクター
10102030	コンピューターハードウェア	C	高気候インパクト・セクター
10102035	電子オフィス機器	C	高気候インパクト・セクター
15101010	通信機器	C	高気候インパクト・セクター
15102010	ケーブルテレビサービス	J	低気候インパクト・セクター
15102015	電気通信サービス	J	低気候インパクト・セクター
20101010	ヘルスケアプロバイダー	Q	低気候インパクト・セクター
20101020	ヘルスケアマネジメントサービス	Q	低気候インパクト・セクター
20101025	ヘルスケアマネジメントサービス	Q	低気候インパクト・セクター
20101030	ヘルスケアその他	Q	低気候インパクト・セクター
20102010	医療機器	C	高気候インパクト・セクター
20102015	医療用品	C	高気候インパクト・セクター

ICB 4	会社名	NACE	分類
20102020	医療サービス	Q	低気候インパクト・セクター
20103010	バイオテクノロジー	M	低気候インパクト・セクター
20103015	医薬品	C	高気候インパクト・セクター
20103020	医療用等合法マリファナ	C	高気候インパクト・セクター
30101010	銀行	K	低気候インパクト・セクター
30201020	消費者金融	K	低気候インパクト・セクター
30201025	住宅金融	K	低気候インパクト・セクター
30201030	金融データ	K	低気候インパクト・セクター
30202000	総合金融サービス	K	低気候インパクト・セクター
30202010	資産運用・資産管理	K	低気候インパクト・セクター
30202015	投資サービス	K	低気候インパクト・セクター
30203000	モーゲージ REITs 複合型	L	高気候インパクト・セクター
30203010	モーゲージ REITs コマーシャル	L	高気候インパクト・セクター
30203020	モーゲージ REITs 住宅	L	高気候インパクト・セクター
30204000	クローズドエンド型投資	K	低気候インパクト・セクター
30205000	オープンエンド型およびその他の投資ビークル	K	低気候インパクト・セクター
30301010	生命保険	K	低気候インパクト・セクター
30302010	総合保険	K	低気候インパクト・セクター
30302015	保険ブローカー	K	低気候インパクト・セクター
30302020	再保険	K	低気候インパクト・セクター
30302025	損害保険	K	低気候インパクト・セクター
35101010	不動産所有・開発	L	高気候インパクト・セクター
35101015	不動産サービス	L	高気候インパクト・セクター
35102000	分散型リート（REIT）	L	高気候インパクト・セクター
35102010	ヘルスケアリート(REIT)	L	高気候インパクト・セクター
35102015	ホテル・宿泊施設リート（REIT）	L	高気候インパクト・セクター
35102020	産業リート（REIT）	L	高気候インパクト・セクター
35102025	インフラストラクチャーリート（REIT）	L	高気候インパクト・セクター
35102030	オフィスリート（REIT）	L	高気候インパクト・セクター
35102040	住宅リート（REIT）	L	高気候インパクト・セクター
35102045	小売リート（REIT）	L	高気候インパクト・セクター
35102050	倉庫リート（REIT）	H	高気候インパクト・セクター
35102060	森林リート（REIT）	A	高気候インパクト・セクター
35102070	その他リート（REIT）	L	高気候インパクト・セクター
40101010	自動車サービス	G	高気候インパクト・セクター

ICB 4	会社名	NACE	分類
40101015	タイヤ	C	高気候インパクト・セクター
40101020	自動車	C	高気候インパクト・セクター
40101025	自動車部品	C	高気候インパクト・セクター
40201010	教育サービス	P	低気候インパクト・セクター
40201020	葬儀・墓地	S	低気候インパクト・セクター
40201040	レンタル & リース サービス消費者向け	N	低気候インパクト・セクター
40201060	自動販売機・ケータリングサービス	I	低気候インパクト・セクター
40201070	消費者サービスその他	G	高気候インパクト・セクター
40202010	住宅建設	F	高気候インパクト・セクター
40202015	家庭用家具	C	高気候インパクト・セクター
40202020	家電機器	C	高気候インパクト・セクター
40202025	家庭用機器・製品	C	高気候インパクト・セクター
40203010	家庭用電子機器	C	高気候インパクト・セクター
40203040	電子娯楽	C	高気候インパクト・セクター
40203045	玩具	C	高気候インパクト・セクター
40203050	娯楽用品	C	高気候インパクト・セクター
40203055	レジャー用車両・ボート	C	高気候インパクト・セクター
40203060	撮影機材	C	高気候インパクト・セクター
40204020	衣料品・装飾品	C	高気候インパクト・セクター
40204025	靴	C	高気候インパクト・セクター
40204030	高級嗜好品	C	高気候インパクト・セクター
40204035	化粧品	C	高気候インパクト・セクター
40301010	娯楽	J	低気候インパクト・セクター
40301020	広告代理店	J	低気候インパクト・セクター
40301030	出版	J	低気候インパクト・セクター
40301035	ラジオ・テレビ放送局	J	低気候インパクト・セクター
40401010	総合小売	G	高気候インパクト・セクター
40401020	アパレル	G	高気候インパクト・セクター
40401025	改築・リフォーム製品小売	G	高気候インパクト・セクター
40401030	専門店	G	高気候インパクト・セクター
40501010	空運	H	高気候インパクト・セクター
40501015	旅行・観光	H	高気候インパクト・セクター
40501020	カジノ・賭博	R	低気候インパクト・セクター
40501025	ホテル・モーテル	I	低気候インパクト・セクター
40501030	娯楽サービス	R	低気候インパクト・セクター

ICB 4	会社名	NACE	分類
40501040	飲食店・バー	R	低気候インパクト・セクター
45101010	醸造	C	高気候インパクト・セクター
45101015	蒸留酒・ワイン醸造	C	高気候インパクト・セクター
45101020	ノンアルコール飲料	C	高気候インパクト・セクター
45102010	農業、漁業、放牧、プランテーション	A	高気候インパクト・セクター
45102020	加工食品	C	高気候インパクト・セクター
45102030	果物・穀物加工	C	高気候インパクト・セクター
45102035	砂糖	C	高気候インパクト・セクター
45103010	タバコ	C	高気候インパクト・セクター
45201010	食品卸・小売	G	高気候インパクト・セクター
45201015	薬品小売	G	高気候インパクト・セクター
45201020	パーソナル用品	C	高気候インパクト・セクター
45201030	非耐久家庭用品	C	高気候インパクト・セクター
45201040	その他の生活必需品	G	高気候インパクト・セクター
50101010	建設	F	高気候インパクト・セクター
50101015	建設・請負サービス	F	高気候インパクト・セクター
50101020	建築材、屋根ふき材/壁材、配管器具	C	高気候インパクト・セクター
50101025	建築：空調設備	C	高気候インパクト・セクター
50101030	セメント	C	高気候インパクト・セクター
50101035	建材その他	C	高気候インパクト・セクター
50201010	航空	C	高気候インパクト・セクター
50201020	防衛	C	高気候インパクト・セクター
50202010	電子部品	C	高気候インパクト・セクター
50202020	電子機器制御機器とフィルター	C	高気候インパクト・セクター
50202025	電子機器計器とメーター	C	高気候インパクト・セクター
50202030	電子機器大気汚染制御	C	高気候インパクト・セクター
50202040	電子機器その他	C	高気候インパクト・セクター
50203000	コングロマリット	C	高気候インパクト・セクター
50203010	塗料・コーティング	C	高気候インパクト・セクター
50203015	プラスチック	C	高気候インパクト・セクター
50203020	ガラス	C	高気候インパクト・セクター
50203030	容器・梱包	C	高気候インパクト・セクター
50204000	機械：工業用施設	C	高気候インパクト・セクター
50204010	機械：農業用	C	高気候インパクト・セクター
50204020	機械：建設 & 運搬	C	高気候インパクト・セクター

ICB 4	会社名	NACE	分類
50204030	機械：エンジン	C	高気候インパクト・セクター
50204040	機械：ツール	C	高気候インパクト・セクター
50204050	機械：特殊	C	高気候インパクト・セクター
50205010	産業向けサプライヤー	G	高気候インパクト・セクター
50205015	トランザクション処理サービス	K	低気候インパクト・セクター
50205020	バックオフィスサポートサービス	N	低気候インパクト・セクター
50205025	企業研修会社・人材派遣会社	N	低気候インパクト・セクター
50205030	商業印刷	C	高気候インパクト・セクター
50205040	セキュリティサービス	N	低気候インパクト・セクター
50206010	トラック輸送	H	高気候インパクト・セクター
50206015	商用車・部品	C	高気候インパクト・セクター
50206020	鉄道	H	高気候インパクト・セクター
50206025	鉄道設備	C	高気候インパクト・セクター
50206030	海運	H	高気候インパクト・セクター
50206040	デリバリーサービス	H	高気候インパクト・セクター
50206050	商用車設備リース	N	低気候インパクト・セクター
50206060	輸送サービス	H	高気候インパクト・セクター
55101000	総合材料	C	高気候インパクト・セクター
55101010	林業	A	高気候インパクト・セクター
55101015	紙業	C	高気候インパクト・セクター
55101020	繊維製品	C	高気候インパクト・セクター
55102000	一般鉱業	B	高気候インパクト・セクター
55102010	鉄・鉄鋼	C	高気候インパクト・セクター
55102015	金属加工	C	高気候インパクト・セクター
55102035	アルミニウム	C	高気候インパクト・セクター
55102040	銅	B	高気候インパクト・セクター
55102050	非鉄	B	高気候インパクト・セクター
55103020	ダイヤモンド & 宝石	B	高気候インパクト・セクター
55103025	金鉱	B	高気候インパクト・セクター
55103030	プラチナ・貴金属	B	高気候インパクト・セクター
55201000	化学複合型	C	高気候インパクト・セクター
55201010	化学・合成繊維	C	高気候インパクト・セクター
55201015	肥料	C	高気候インパクト・セクター
55201020	特殊化学	C	高気候インパクト・セクター
60101000	総合石油 ・ ガス	C	高気候インパクト・セクター

ICB 4	会社名	NACE	分類
60101010	石油：原油生産	B	高気候インパクト・セクター
60101015	海洋掘削 & その他のサービス	B	高気候インパクト・セクター
60101020	石油精製・販売	C	高気候インパクト・セクター
60101030	石油機器・サービス	B	高気候インパクト・セクター
60101035	パイプライン	H	高気候インパクト・セクター
60101040	石炭	B	高気候インパクト・セクター
60102010	代替燃料	C	高気候インパクト・セクター
60102020	再生可能エネルギー機器	C	高気候インパクト・セクター
65101010	電力（代替発電）	D	高気候インパクト・セクター
65101015	電力（従来発電）	D	高気候インパクト・セクター
65102000	マルチユティリティ	D	高気候インパクト・セクター
65102020	ガス供給	D	高気候インパクト・セクター
65102030	水道	E	高気候インパクト・セクター
65103035	廃棄処理サービス	E	高気候インパクト・セクター

付録 D

インデックス・ステータス

FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズ は、リアルタイムで算出されます。

FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズの公式終値は 15 時 00 分現在とします。

FTSE JPX Net Zero Index シリーズの公式の開始・終了時間は、以下の通りです。

インデックス	開始	終了
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	09:00	15:00
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	09:00	15:00

上記はすべて日本時間です。

インデックスの公式時間の変更は FTSE Russell が発表します。

リアルタイムの定義について詳細は以下をご参照ください。

Real_Time_Status_Definitions.pdf

付録 E

詳細情報

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

Glossary.pdf

Glossary ESG.pdf

The FTSE Russell サステナブル投資指標ウェブサイトは、次のリンクからアクセスしてください。

ESG Metrics

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の詳細については、 www.lseg.com/en/ftse-russell/ をご覧いただくか、または info@ftserussell.com までメールでお問い合わせください。お問い合わせ先の詳細につては、以下のウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイト： www.lseg.com/en/ftse-russell/

免責事項

© 2025 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEG には、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.および FTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) FTSE (Beijing) Consulting Limited (以下「WOFE」)、(7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited（以下「RBSL」）、(8) Refinitiv Limited (以下「RL)、(9) Beyond Ratings S.A.S.(以下「BR」)が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE JPX Net Zero Japan Index シリーズは FTSE International Limited またはその関連会社、エージェント、パートナーにより、またそれら組織のために算出されるものです。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、BR の取引名です。 「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」「WMR™」、「FR™」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、 Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械の誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて“現状のまま”提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報や LSEG の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG 商品の特定の目的への適切性または適合性に関しても、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません： (a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連あるいは起因する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) （たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても）当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG のメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG のメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレートに直接投資することはできません。インデックスやレートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレートを合法的に売買や保有することができると確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSE G の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。